

ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。但し、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日から120日間。
補償対象	カード会員が日本国内及び海外でカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。

補償限度額 および ご注意事項	1事故上上限		年間上上限
	補償限度額	300万円	300万円
<ul style="list-style-type: none"> ● 年間上上限とは、保険期間中の本会員およびファミリーカード会員合算の限度額になります。 ● 自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。 ● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。 			

補償の対象とならない主な場合	<ol style="list-style-type: none"> 紛失・置き忘れによる損害 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害 電気的な事故や機械的な事故による損害 使用人の不正、または詐欺・横領による損害 カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 物品の誤った使用によって生じた損害 物品の物的損害に起因する一切の間接損害 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
----------------	---

補償の対象とならない主な物品	<ol style="list-style-type: none"> 商品券、航空券、乗車券など 宅配便など（通販などの輸送中の物品） 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの 預金証書または貯金通帳（通帳及び現金支払機用カードを含みます。） 食料品・飲料（酒類を含みます。） 船舶（ヨット・モーターボート及びボートを含みます。）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型及びこれらの付属品 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含みます。） 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 職業上の商品として購入したもの
----------------	---

保険金支払の時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。
----------	------------------------------

代位	<ol style="list-style-type: none"> 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、及び会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全及び行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。
----	---

損害保険防止の義務	会員は事故が生じたときの損害発生防止及び軽減につとめなければなりません。
-----------	--------------------------------------

準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。
-----	---

ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡下さい。

ショッピング安心保険事故受付デスク
☎0120-279-109 ☎018-803-7631
24時間受付 / 年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

保険金請求書類	現地でしか手配できない書類												
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
治療費用保険金 (傷害・疾病)	○	○	○	○		○							○
携行品損害保険金	○	○								○	○		○
死亡保険金 (傷害)	○	○				○							○
後遺障害保険金	○	○										○	○
救護者費用等保険金	○	○											○
賠償責任保険金	対人	○	○	○	○				○				○
	対物	○	○						○	○			○
航空機遅延費用等	○	○											○

国内旅行傷害保険													
死亡保険金 (傷害)		○				○	○					○	○
後遺障害保険金		○					○						○
入院・通院保険金			○	○									○

(注) ① ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。(事故発生日から90日以内にご提出ください。) クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード(コピー)	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書		
修理代金請求書	○	—
修理代金領収書		
全損証明書	—	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届(盗難の場合のみ)		○
その他関係書類	○	○

(注) ○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定の約款に基づきます。

■取扱い代理店 / 株式会社クレディセゾン
静岡保険総合サービス株式会社
■引受保険会社 / 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)
セゾン自動車火災保険株式会社
静岡セゾンカード株式会社

共同保険契約に関するご説明
この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(2)NS-3000-1803

2018年3月作成

静銀セゾンプラチナ アメリカン・エクスプレス・カード 海外・国内旅行傷害保険 ショッピング安心保険 のご案内

(補償規定)

ACCIDENT INSURANCE

■海外・国内旅行傷害保険

2018年4月1日以降に出発されるご旅行から適用となります。

■ショッピング安心保険

2018年4月1日以降にカードで購入した物品から適用となります。





旅先で“もしも”の時に、お客様はもちろんご家族もしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険 お客様とご家族の、ご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険

 交通事故にあった 家族が現地に向かった	 スポーツ中にケガをした カゼで高熱を發した	 首筋になった お店の商品を壊した	 ハンドバッグを盗まれた カメラを落として壊した
 救護者費用	 航空機遅延費用等	 緊急アシスタンスサービス	

国内旅行傷害保険

 搭乗した航空機の事故で亡くなった	 宿泊中に火災で亡くなった	 宿泊を伴う募金型企画旅行参加中にケガで後遺障害を負った	 宿泊を伴う募金型企画旅行参加中に交通事故にあいケガをした
---	---	--	---

支払限度額

保険の種類	担保内容	本会員/ファミリーカード会員	家族 ※1
海外旅行傷害保険	死亡・後遺障害	1億円	1,000万円
	治療費用	300万円	300万円
	疾病治療費用	300万円	300万円
	賠償責任	5,000万円	5,000万円
	携行品損害※2	50万円	50万円
	救護者費用	300万円	300万円
	寄託手荷物遅延費用	10万円	10万円
国内旅行傷害保険	寄託手荷物紛失費用	10万円	10万円
	乗継遅延費用	3万円	3万円
	出発遅延費用	3万円	3万円
	傷害死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円
	入院日額	5,000円	5,000円
	通院日額	3,000円	3,000円

※1 家族特約の被保険者の範囲は、ファミリーカード会員を除く本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居の未婚のお子様です。
※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用
国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院
 - 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他人発見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故
 - 戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波(国内旅行傷害保険のみ) など
- 海外旅行傷害保険の疾病治療費用、救護者費用
 - 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的他人発見のないむちうち症、腰痛等 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●歯科疾病 ●既往症 など
 - ※救護者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となります。
- 海外旅行傷害保険の賠償責任
 - 故意 ●職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●受託者に対する事故 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故 ●心神喪失に起因する事故 など
- 海外旅行傷害保険の携行品損害
 - 故意、重過失 ●携行品の取壊または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●旅行中に借りた物、預かった物の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●山岳登山などの危険な運動中の当該運動のための用具 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 など
- 海外旅行傷害保険の寄託手荷物遅延費用、寄託手荷物紛失費用、乗継遅延費用、出発遅延費用
 - 故意、重過失 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など

Shizugin Saison Card Co., Ltd.

